

申告書作成システム [法人税・地方税編]
申告奉行V ERP10

機能アップガイド

Ver.3.43

■ 令和 6 年度税制改正の追加対応

6 月以降に公開された税制改正の情報にもとづいて、申告書の様式変更や電子申告に追加対応しています。

(主な変更内容)

- 法人税「特別償却の付表」の様式変更に対応
- 地方税様式の令和 6 年度改正レイアウトに対応
- eLTAX(地方税電子申告)の令和 6 年 7 月 22 日受付開始分に対応

詳細は『税制改正マニュアル<<令和 6 年度版>>』 (<https://www.obcnet.jp/CT2406>) をご参照ください。

- | | | |
|-----------------|---|------------------------------------|
| ◇税制改正について | ➡ | 第 1 章「税制改正の概要」参照 |
| ◇プログラムの変更箇所について | ➡ | 第 2 章「プログラムの影響箇所(お客様の操作に影響する内容)」参照 |
| ◇電子申告について | ➡ | 第 3 章「電子申告で未対応の帳票について」参照 |

申告書作成システム [法人税・地方税編]
申告奉行V ERP10

機能アップガイド

Ver.3.42

■ 令和 6 年度税制改正

令和 6 年 4 月 1 日以後終了事業年度の申告に対応します。

(主な変更内容)

- 賃上げ促進税制の見直しおよび延長
- e-Tax (国税電子申告) の令和 6 年 5 月 2 0 日受付開始分に対応

詳細は『税制改正マニュアル<<令和 6 年度版>>』 (<https://www.obcnet.jp/CT2406>) をご参照ください。

- | | | |
|-----------------|---|------------------------------------|
| ◇税制改正について | ➡ | 第 1 章「税制改正の概要」参照 |
| ◇プログラムの変更箇所について | ➡ | 第 2 章「プログラムの影響箇所(お客様の操作に影響する内容)」参照 |
| ◇電子申告について | ➡ | 第 3 章「電子申告で未対応の帳票について」参照 |

申告書作成システム [法人税・地方税編]
申告奉行V ERP10

機能アップガイド

Ver.3.41

■ 令和 5 年度税制改正の追加対応

1 月以降に公開された税制改正の情報等にもとづき税理士添付書面の様式変更や電子申告に追加対応しています。

(主な変更内容)

- 税理士法の改正に対応
- e-Tax(国税電子申告)の令和 6 年 3 月 25 日受付開始分に対応
- eLTAX(地方税電子申告)の令和 6 年 3 月 25 日受付開始分に対応

詳細は『税制改正マニュアル<令和 5 年度版>』(<https://www.obcnet.jp/CT2306>)をご参照ください。

- | | | |
|-----------------|---|------------------------------------|
| ◇税制改正について | ➡ | 第 1 章「税制改正の概要」参照 |
| ◇プログラムの変更箇所について | ➡ | 第 2 章「プログラムの影響箇所(お客様の操作に影響する内容)」参照 |
| ◇電子申告について | ➡ | 第 3 章「電子申告で未対応の帳票について」参照 |

申告書作成システム [法人税・地方税編]
申告奉行V ERP10

機能アップガイド

Ver.3.40

改正情報

■ 令和 5 年度税制改正の追加対応

9 月以降に公開された電子申告に追加対応します。

(主な変更内容)

- e-Tax(国税電子申告)の令和 6 年 1 月 4 日受付開始分に対応
- eLTAX(地方税電子申告)の令和 5 年 1 2 月 1 8 日受付開始分に対応

その他の変更情報

詳細は『[税制改正マニュアル<令和 5 年度版>](https://www.obcnet.jp/CT2306)』 (<https://www.obcnet.jp/CT2306>) をご参照ください。

- | | | |
|-----------------|---|------------------------------------|
| ◇税制改正について | ➡ | 第 1 章「税制改正の概要」参照 |
| ◇プログラムの変更箇所について | ➡ | 第 2 章「プログラムの影響箇所(お客様の操作に影響する内容)」参照 |
| ◇電子申告について | ➡ | 第 3 章「電子申告で未対応の帳票について」参照 |

申告書作成システム [法人税・地方税編]
申告奉行V ERP10

機能アップガイド

Ver.3.39

改正情報

■ 国税電子申告（e-Tax）の対応

令和5年9月19日受付開始分に対応しました。

詳細は『税制改正マニュアル《令和5年度版》』（<https://www.obcnet.jp/CT2306>）をご参照ください。

- ◇税制改正について ➡ 第1章「税制改正の概要」参照
- ◇プログラムの変更箇所について ➡ 第2章「プログラムの影響箇所(お客様の操作に影響する内容)」参照
- ◇電子申告について ➡ 第3章「電子申告で未対応の帳票について」参照

申告書作成システム [法人税・地方税編]
申告奉行V ERP10

機能アップガイド

Ver.3.38

《改正情報》

■ 令和 5 年度税制改正の追加対応

6 月以降に公開された税制改正の情報にもとづいて、申告書の様式変更や電子申告に追加対応しています。

(主な変更内容)

- eLTAX(地方税電子申告)の令和 5 年 7 月 2 4 日受付開始分に対応

詳細は『税制改正マニュアル《令和 5 年度版》』 (<https://www.obcnet.jp/CT2306>) をご参照ください。

- | | | |
|-----------------|---|------------------------------------|
| ◇税制改正について | ➡ | 第 1 章「税制改正の概要」参照 |
| ◇プログラムの変更箇所について | ➡ | 第 2 章「プログラムの影響箇所(お客様の操作に影響する内容)」参照 |
| ◇電子申告について | ➡ | 第 3 章「電子申告で未対応の帳票について」参照 |

申告書作成システム [法人税・地方税編]
申告奉行V ERP10

機能アップガイド

Ver.3.37

《改正情報》

■ 令和 5 年度税制改正

令和 5 年 4 月 1 日以後終了事業年度の申告に対応します。

(主な変更内容)

- 研究開発税制（試験研究費の税額控除等）の拡充・延長
- 中小企業技術基盤強化税制の拡充・延長
- 修正申告書等の記載事項の整備（令和 4 年度改正）
- e-Tax(国税電子申告)の令和 5 年 5 月 22 日受付開始分に対応

詳細は『税制改正マニュアル《令和 5 年度版》』（<https://www.obcnet.jp/CT2306>）をご参照ください。

- | | | |
|-----------------|---|------------------------------------|
| ◇税制改正について | ➡ | 第 1 章「税制改正の概要」参照 |
| ◇プログラムの変更箇所について | ➡ | 第 2 章「プログラムの影響箇所(お客様の操作に影響する内容)」参照 |
| ◇電子申告について | ➡ | 第 3 章「電子申告で未対応の帳票について」参照 |

申告書作成システム [法人税・地方税編]
申告奉行V ERP10

機能アップガイド

Ver.3.34

《改正情報》

■ 令和 4 年度税制改正の追加対応

6 月以降に公開された税制改正の情報にもとづいて、申告書の様式変更や電子申告に追加対応しています。

(主な変更内容)

- 法人税特別償却の附表の様式変更に対応
- 法人事業税付加価値割における賃上げ税制の見直し
- ガス供給業に対する制度変更による地方税各帳表への影響
- eLTAX(地方税電子申告)の令和 4 年 7 月 25 日受付開始分に対応

詳細は『税制改正マニュアル《令和 4 年度版》』 (<https://www.obcnet.jp/CT2206>) をご参照ください。

- | | | |
|-----------------|---|------------------------------------|
| ◇税制改正について | ➡ | 第 1 章「税制改正の概要」参照 |
| ◇プログラムの変更箇所について | ➡ | 第 2 章「プログラムの影響箇所(お客様の操作に影響する内容)」参照 |
| ◇電子申告について | ➡ | 第 3 章「電子申告で未対応の帳票について」参照 |

申告書作成システム [法人税・地方税編]
申告奉行V ERP10

機能アップガイド

Ver.3.33

《改正情報》

■ 令和 4 年度 税制改正

令和 4 年 4 月 1 日以後終了事業年度の申告に対応します
(主な変更内容)

- 賃上げ促進税制の見直し
- 租税特別措置の特定税額控除規定の不適用措置の見直し
- 大法人に対する法人事業税所得割の税率見直し
- 固定資産の取得後に補助金等の交付を受けた場合の圧縮記帳制度の適用の明確化
- e-Tax(国税電子申告)の令和 4 年 5 月 23 日受付開始分に対応

詳細は『税制改正マニュアル《令和 4 年度版》』 (<https://www.obcnet.jp/CT2206>) をご参照ください。

- | | | |
|-----------------|---|------------------------------------|
| ◇税制改正について | ➡ | 第 1 章「税制改正の概要」参照 |
| ◇プログラムの変更箇所について | ➡ | 第 2 章「プログラムの影響箇所(お客様の操作に影響する内容)」参照 |
| ◇電子申告について | ➡ | 第 3 章「電子申告で未対応の帳票について」参照 |

申告書作成システム [法人税・地方税編]
申告奉行V ERP10

機能アップガイド

Ver.3.32

改正情報

■ 令和 3 年度税制改正の追加対応

税制改正において、9 月以降の公開情報にもとづき申告書の様式変更や電子申告に追加対応します。

(主な変更内容)

- DX (デジタルトランスフォーメーション) 投資促進税制への追加対応
(産業競争力強化法等関連：令和 3 年 8 月 2 日に施行済)
- e-Tax (国税電子申告) の令和 4 年 1 月 4 日受付開始分に対応
- eLTAX (地方税電子申告) の令和 3 年 1 2 月 8 日受付開始分に対応

詳細は『税制改正マニュアル<令和 3 年度版>』 (<https://www.obcnet.jp/CT2106>) をご参照ください。

- | | | |
|-----------------|---|------------------------------------|
| ◇税制改正について | ➡ | 第 1 章「税制改正の概要」参照 |
| ◇プログラムの変更箇所について | ➡ | 第 2 章「プログラムの影響箇所(お客様の操作に影響する内容)」参照 |
| ◇電子申告について | ➡ | 第 3 章「電子申告で未対応の帳票について」参照 |

その他の変更情報

- 地方税電子申告 (eLTAX) のメッセージボックスにフォルダ分割機能を追加
メッセージボックスに、フォルダを作成できるようになりました。
受信したメッセージを、税目ごとに部門や担当者へ振り分ける場合に利用します。

詳細は、「地方税メッセージボックスをフォルダで分けて管理する」をご参照ください。

《 関連メニュー 》

[電子申告]-[地方税]-[地方税メッセージボックス確認]メニュー

申告書作成システム [法人税・地方税編]
申告奉行V ERP10

機能アップガイド

Ver.3.31

《改正情報》

■ 令和３年度税制改正の追加対応

７月以降に公開された税制改正の情報にもとづいて、申告書の様式変更や電子申告に追加対応しています。

(主な変更内容)

- 産業競争力強化法等の改正に伴う様式変更に対応

改正法案が令和３年８月２日に施行され、関連する以下の法案が施行されました。

- ・ DX（デジタルトランスフォーメーション）投資促進税制の創設
- ・ カーボンニュートラル投資促進税制の創設
- ・ 繰越欠損金の控除上限の特例の創設

- e-Tax(国税電子申告)の令和３年９月２１日受付開始分に対応

- eLTAX(地方税電子申告)の令和３年９月２１日受付開始分に対応

詳細は『税制改正マニュアル《令和３年度版》』（<https://www.obcnet.jp/CT2106>）をご参照ください。

- | | | |
|-----------------|---|----------------------------------|
| ◇税制改正について | ➡ | 第１章「税制改正の概要」参照 |
| ◇プログラムの変更箇所について | ➡ | 第２章「プログラムの影響箇所(お客様の操作に影響する内容)」参照 |
| ◇電子申告について | ➡ | 第３章「電子申告で未対応の帳票について」参照 |

申告書作成システム [法人税・地方税編]
申告奉行V ERP10

機能アップガイド

Ver.3.30

《改正情報》

■ 令和３年度税制改正の追加対応

６月以降に公開された税制改正の情報にもとづいて、申告書の様式変更や電子申告に追加対応しています。

（主な変更内容）

- 法人税の特別償却の附表の様式変更に対応
- 地方税の各種様式変更に対応
- eLTAX(地方税電子申告)の令和３年７月１９日受付開始分に対応

詳細は『税制改正マニュアル《令和３年度版》』（<https://www.obcnet.jp/CT2106>）をご参照ください。

- | | | |
|-----------------|---|----------------------------------|
| ◇税制改正について | ➡ | 第１章「税制改正の概要」参照 |
| ◇プログラムの変更箇所について | ➡ | 第２章「プログラムの影響箇所(お客様の操作に影響する内容)」参照 |
| ◇電子申告について | ➡ | 第３章「電子申告で未対応の帳票について」参照 |

申告書作成システム [法人税・地方税編]
申告奉行V ERP10

機能アップガイド

Ver.3.29

《改正情報》

■ 令和3年度税制改正

令和3年4月1日以後終了事業年度の申告に対応します。

(主な変更内容)

- 研究開発税制の見直し
- コロナを踏まえた賃上げおよび投資促進税制の見直し
- 中小企業向け投資促進税制の延長等
- 税務関係書類の押印義務の見直し
- e-Tax(国税電子申告)の令和3年5月24日受付開始分に対応

詳細は『税制改正マニュアル《令和3年度版》』(<https://www.obcnet.jp/CT2106>)をご参照ください。

- | | | |
|-----------------|---|----------------------------------|
| ◇税制改正について | ➡ | 第1章「税制改正の概要」参照 |
| ◇プログラムの変更箇所について | ➡ | 第2章「プログラムの影響箇所(お客様の操作に影響する内容)」参照 |
| ◇電子申告について | ➡ | 第3章「電子申告で未対応の帳票について」参照 |

申告書作成システム [法人税・地方税編]
申告奉行V ERP10

機能アップガイド

Ver.3.28

《改正情報》

■ 電子申告（e-Tax／eLTAX）の対応

令和3年3月22日受付開始分に対応しました。

- 令和3年4月より発行が開始される日税連第五世代税理士用電子証明書に対応します。
- 電子委任状（電子証明書方式）に対応します。

<関連メニュー>

- ・[電子申告]-[法人税]-[法人税署名付与]メニュー
- ・[電子申告]-[地方税]-[地方税署名付与]メニュー

申告書作成システム [法人税・地方税編]
申告奉行V ERP10

機能アップガイド

Ver.3.27

《改正情報》	
令和2年度税制改正の追加対応	2

《改正情報》

■ 令和2年度税制改正の追加対応

税制改正において、9月以降の公開情報にもとづいて申告書の様式変更や電子申告に追加対応します。

(主な変更内容)

- 法人税の特別償却の附表の様式変更に対応
- 法人税の別表十六(一)の記載要領変更に対応
- e-TAX(国税電子申告)の令和3年1月4日受付開始分に対応
- e-LTAX(地方税電子申告)の令和2年12月11日受付開始分に対応

詳細は『税制改正マニュアル《令和2年度版》』(<https://www.obcnet.jp/CT2006>)をご参照ください。

- | | | |
|-----------------|---|----------------------------------|
| ◇税制改正について | ➡ | 第1章「税制改正の概要」参照 |
| ◇プログラムの変更箇所について | ➡ | 第2章「プログラムの影響箇所(お客様の操作に影響する内容)」参照 |
| ◇電子申告について | ➡ | 第3章「電子申告で未対応の帳票について」参照 |

申告書作成システム [法人税・地方税編]
申告奉行V ERP10

機能アップガイド

Ver.3.26

目次

	《改正情報》	
	国税電子申告（e-Tax）の対応	2

《改正情報》

■ 国税電子申告（e-Tax）の対応

● 令和2年9月23日受付開始分

※改正の追加別表に対応しました。

申告書作成システム [法人税・地方税編]
申告奉行V ERP10

機能アップガイド

Ver.3.25

目次

	《改正情報》	
	令和2年度税制改正の追加対応	2

《改正情報》

■ 令和2年度税制改正の追加対応

税制改正において、6月以降の公開情報にもとづいて申告書の様式変更や電子申告に追加対応します。

(主な変更内容)

- 法人税の特別償却の附表の様式変更に対応
- 地方税の各種様式変更に対応
- e L T A X (地方税電子申告)の令和2年7月27日受付開始分に対応

詳細は『税制改正マニュアル《令和2年度版》』 (<https://www.obcnet.jp/CT2006>) をご参照ください。

- | | | |
|-----------------|---|----------------------------------|
| ◇税制改正について | ➡ | 第1章「税制改正の概要」参照 |
| ◇プログラムの変更箇所について | ➡ | 第2章「プログラムの影響箇所(お客様の操作に影響する内容)」参照 |
| ◇電子申告について | ➡ | 第3章「電子申告で未対応の帳票について」参照 |

申告書作成システム [法人税・地方税編]
申告奉行V ERP10

機能アップガイド

Ver.3.24

《改正情報》	
令和 2 年度税制改正	2

《改正情報》

■ 令和2年度税制改正

令和2年4月1日以後終了事業年度の申告に対応します。

(主な変更内容)

- 大企業の租税特別措置の適用要件の見直し
 - ・ 研究開発税制等
 - ・ 所得拡大促進税制
- 交際費等の損金不算入制度の見直し
- 省エネ投資促進税制の拡充・延長
- 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策による税制措置
- e-Tax (国税電子申告) の令和2年5月25日受付開始分に対応

詳細は『税制改正マニュアル《令和2年度版》』 (<https://www.obcnet.jp/CT2006>) をご参照ください。

- | | | |
|-----------------|---|----------------------------------|
| ◇税制改正について | ➡ | 第1章「税制改正の概要」(電子申告の改正含む) 参照 |
| ◇プログラムの変更箇所について | ➡ | 第2章「プログラムの影響箇所(お客様の操作に影響する内容)」参照 |
| ◇電子申告について | ➡ | 第3章「電子申告で未対応の帳票について」参照 |

申告書作成システム [法人税・地方税編]
申告奉行V ERP10

機能アップガイド

Ver.3.23

《改正情報》	
国税電子申告（e-Tax）の対応	2
地方税電子申告（eLTAX）の対応	2
《その他の変更情報》	
国税電子申告（e-Tax）と地方税電子申告（eLTAX）の見込納税に対応	2

《改正情報》

■ 国税電子申告（e-Tax）の対応

- eLTAX利用者IDの入力欄を追加します（法人税電子申告）
国税・地方税当局間の連携用に利用される、eLTAX利用者IDの入力欄を設けました。
- 令和2年3月23日受付開始分
※署名モジュールを更新しました。

■ 地方税電子申告（eLTAX）の対応

- 令和2年3月23日受付開始分
※以下の地方税様式で、eLTAXの受付可能明細数が拡充されます。
 - ・ 第六号様式別表五の三 報酬給与額に関する明細書
 - ・ 第六号様式別表五の三の二 労働者派遣等に関する明細書
 - ・ 第六号様式別表五の四 純支払利子に関する明細書
 - ・ 第六号様式別表五の五 純支払賃借料に関する明細書

《その他の変更情報》

- 国税電子申告（e-Tax）と地方税電子申告（eLTAX）の見込納税に対応
申告期限を延長した場合などに、当システムから電子申告で見込納税できるようになります。

詳細は『税制改正マニュアル《令和元年度版》』（<https://www.obcnet.jp/CT1906>）をご参照ください。

- | | | |
|-----------------|---|----------------------------------|
| ◇税制改正について | ➡ | 第1章「税制改正の概要」（電子申告の改正含む）参照 |
| ◇プログラムの変更箇所について | ➡ | 第2章「プログラムの影響箇所（お客様の操作に影響する内容）」参照 |
| ◇電子申告について | ➡ | 第3章「電子申告で未対応の帳票について」参照 |

申告書作成システム [法人税・地方税編]
申告奉行V ERP10

機能アップガイド

Ver.3.22

《改正情報》	
分配時調整外国税相当額の控除制度の創設等による様式追加（平成30年度以前の税制改正）	2
国税電子申告（e-Tax）の対応	2
地方税電子申告（eLTAX）の対応	2

《改正情報》

■ 分配時調整外国税相当額の控除制度の創設等による様式追加（平成30年度以前の税制改正）

■ 国税電子申告（e-Tax）の対応

● 令和2年1月6日受付開始分

※改正の追加別表に対応しました。

■ 地方税電子申告（eLTAX）の対応

● 令和元年12月4日受付開始分

※令和元年度税制改正に対応しました。

詳細は『税制改正マニュアル《令和元年度版》』（<https://www.obcnet.jp/CT1906>）をご参照ください。

- | | | |
|-----------------|---|----------------------------------|
| ◇税制改正について | ➡ | 第1章「税制改正の概要」（電子申告の改正含む）参照 |
| ◇プログラムの変更箇所について | ➡ | 第2章「プログラムの影響箇所（お客様の操作に影響する内容）」参照 |
| ◇電子申告について | ➡ | 第3章「電子申告で未対応の帳票について」参照 |

申告書作成システム [法人税・地方税編]
申告奉行V ERP10

機能アップガイド

Ver.3.20 ～ Ver.3.21

《改正情報》	
令和元年度税制改正	2
平成30年度以前の税制改正	2
国税電子申告（e-Tax）の対応	2
地方税電子申告（eLTAX）の対応	2

《改正情報》

■ 令和元年度税制改正

以下の改正により、別表や様式が変更されました。

- 試験研究費の税額控除制度の見直し
 - ・ 試験研究費の総額に係る税額控除の見直し（総額型）
 - ・ 中小企業技術基盤強化税制の見直し
 - ・ 特別試験研究費の額に係る税額控除の見直し
 - ・ 平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除の廃止（高水準型）
- 中小企業向け投資促進税制の見直し
 - ・ 中小企業投資促進税制の延長
 - ・ 商業・サービス業活性化税制の見直し
 - ・ 中小企業経営強化税制の見直し
 - ・ 中小企業の防災・減災設備投資促進税制の創設
- 中小法人等に係る軽減税率の特例の延長
- 公益法人等の貸倒引当金の特例制度の廃止
- 別表一（一）・（二）・（三）が別表一に統合
- 法人税の特別償却の付表に対応
- 地方法人税・法人住民税の税率変更
- 特別法人事業税の創設、法人事業税の税率変更

■ 平成30年度以前の税制改正

- 中小企業向けの租税特別措置の要件の見直し
- みなし大企業の範囲の見直し

■ 国税電子申告（e-Tax）の対応

- 令和元年6月3日受付開始分
 - ※令和元年度税制改正に対応しました。
- 令和元年9月17日受付開始分
 - ※改正の追加別表に対応しました。

■ 地方税電子申告（eLTAX）の対応

- 令和元年9月24日受付開始分
 - ※eLTAXの改善に対応しました。
- 令和元年10月1日受付開始分
 - ※地方税共通納税システム（電子納付）に対応しました。

詳細は『税制改正マニュアル《令和元年度版》』（<https://www.obcnet.jp/CT1906>）をご参照ください。

- | | | |
|-----------------|---|----------------------------------|
| ◇税制改正について | ➡ | 第1章「税制改正の概要」（電子申告の改正含む）参照 |
| ◇プログラムの変更箇所について | ➡ | 第2章「プログラムの影響箇所（お客様の操作に影響する内容）」参照 |
| ◇電子申告について | ➡ | 第3章「電子申告で未対応の帳票について」参照 |

申告書作成システム [法人税・地方税編]
申告奉行V ERP10

機能アップガイド

Ver.3.19

《改正情報》	
新元号(改元)に対応	2

《改正情報》

● 新元号(改元)に対応

改元日2019年5月1日以後の日付から、新元号の日付に切り替わります。

○日付の入力では、元号「明治」～「平成」に新元号が追加されました。

○画面表示や印刷は、改元日以後は新元号で出力されます。

※平成31年4月1日以後終了事業年度分の申告書の新様式は、6月に対応を予定しています。

※最新の税制改正マニュアル《平成30年度版》は、『操作説明（ヘルプ）』の「機能追加／改正情報（Ver.3.14～Ver.3.19）」をご参照ください。

申告書作成システム [法人税・地方税編]
申告奉行V ERP10

機能アップガイド

Ver.3.14 ～ Ver.3.19

《改正情報》	
平成30年度税制改正	2
平成29年度以前の税制改正	2
国税電子申告（e-Tax）の対応	2
地方税電子申告（eLTAX）の対応	2

《改正情報》

■ 平成30年度税制改正

以下の改正により、別表や様式が変更されました。

- 所得拡大促進税制の見直し
- 情報連携投資等促進税制の創設
- 大企業の租税特別措置の適用要件の見直し
- 電子申告の認証手続きの簡便化
- 省エネ再エネ高度化投資促進税制の創設
- 中小事業主掛金納付制度の創設
- 大法人の電子申告の義務化（平成32年度適用）

■ 平成29年度以前の税制改正

＜平成28年度税制改正＞

- 法人税の税率の引き下げ
- 大法人の欠損金の繰越控除の見直し
- 外形標準課税の拡大に伴う負担変動の軽減措置の見直し

■ 国税電子申告（e-Tax）の対応

- 平成30年6月18日受付開始分
※平成30年度税制改正に対応しました。
- 平成30年9月18日受付開始分
※改正の追加別表に対応しました。
- 平成31年1月4日受付開始分
※平成30年度税制改正に対応しました。

■ 地方税電子申告（eLTAX）の対応

- 平成30年9月18日受付開始分
※平成30年度税制改正に対応しました。

《その他の変更情報》

- 白紙にOCR様式で印刷する際に、地方税様式の新OCR様式に対応しました
※東京都と大阪府へ提出する新しいOCR様式に対応しました。
※白紙への印刷でそのまま提出できます。

※詳細は、『操作説明（ヘルプ）』の「機能追加／改正情報」をご参照ください。

申告書作成システム [法人税・地方税編]
申告奉行V ERP

機能アップガイド

Ver.3.13 ～ Ver.3.10

《改正情報》	
平成29年度税制改正	2
平成28年度以前の税制改正	2
国税電子申告（e-Tax）の改正	2
地方税電子申告（eLTAX）の改正	2
《その他の変更情報》	
第六号様式の新OCR用紙に対応	2

《改正情報》

■ 平成29年度税制改正

以下の改正により、別表や様式が変更されました。

- 試験研究費の税額控除制度の見直し
- 中小企業等の貸倒引当金の特例の延長
- コーポレートガバナンス改革
- 所得拡大促進税制の見直し
- 中小法人等に対する法人税の軽減税率の特例の延長
- 中小企業者向け設備投資促進税制の拡充

■ 平成28年度以前の税制改正

＜平成28年度税制改正＞

- 外形標準課税の拡大に伴う負担変動の軽減措置の見直し

＜平成25年度税制改正＞

- 公社債権及び株式等に係る所得に対する課税の見直し

■ 国税電子申告（e-Tax）の改正

- 平成29年6月12日受付開始分

※平成29年度税制改正に対応しました。

- 平成29年9月19日受付開始分

※改正の追加別表に対応しました。

- 平成30年1月4日受付開始分

※改正後の「特別償却の付表」に対応しました。

ダイレクト納付の引落口座を複数事前申請・利用できるようになりました。

■ 地方税電子申告（eLTAX）の改正

- 平成29年6月19日受付開始分

※セキュリティ強化に伴い、署名モジュールを更新しました。

- 平成29年9月19日受付開始分

※平成29年度税制改正に対応しました。

- 平成30年12月4日受付開始分

※受付結果の詳細情報を削除できるようになりました。

詳細は『税制改正マニュアル《平成29年度版》』をご参照ください。

◇税制改正について ➡ 第1章「税制改正の概要」（電子申告の改正含む）参照

◇プログラムの変更箇所について ➡ 第2章「プログラムの影響箇所」参照

◇電子申告について ➡ 第3章「電子申告で未対応の帳票について」参照

※『税制改正マニュアル 《平成29年度版》』は、今回のプログラムをセットアップ後に、
『操作説明（ヘルプ）』の「機能追加／改正情報」から参照できます。

《その他の変更情報》

- 第六号様式の新OCR用紙に対応

※東京都と大阪府で配付されるOCR用紙の新しい様式に対応しました。

千葉県はOCR用紙に変更はありません。

※マニュアルを参照する場合は、ADOBE® READER®（無償）が必要です。ADOBE® READER® がセットアップされていない場合は、よりダウンロードしてください。その際は、インターネット環境が必要となります。

申告書作成システム [法人税・地方税編]
申告奉行V ERP10

機能アップガイド

Ver.3.09

目次

※  マークは、おすすめする機能アップ内容や、注目していただきたい変更内容になります。

	税理士事務所等で電子申告する際に、まとめて署名付与や電子申告データ送信ができるようになりました	2
	申告奉行[内訳書・概況書編]とデータ連動ができるようになり、業務が効率化されます	2
	千葉県のOCR用紙（新レイアウト）に対応しました	3
	電子申告のメニュー構成を変更しました	3
	メニュー名を変更しました	4



- **税理士事務所等で電子申告する際に、まとめて署名や送信ができるようになりました**
＜ネットワーク版をお使いの場合＞

税理士事務所等で電子申告する際に、複数の顧問先の申告データについて、まとめて署名や送信ができるようになりました。

また、まとめて署名や送信をしない場合においても、[税理士登録]メニューで税理士情報を登録することで、[税務代理権限証書]メニューや[税理士法第33条の2添付書面]メニューにおいて税理士に関する情報が自動表示されるため入力の手間を軽減できます。

参 考

上記の効率化の前準備として、[税理士登録]メニューで税理士情報を登録後に、引き続き、[申告情報登録]メニューの[関与税理士]ページでその税理士コードを登録してください。

※全体の処理の流れについては、「ASOS会員・税理士の方へ」をご確認ください。



- **申告奉行[内訳書・概況書編]とデータ連動ができるようになり、業務が効率化されます**

申告奉行[内訳書・概況書編]の以下の項目を、当システムにデータ連動ができるようになりました。一連の業務の効率化と共に、入力ミスを低減します。

▼④-2 貸付金及び受取利息の内訳書

『第六号様式別表五の四』

受取利息

「貸付先／氏名又は名称／住所又は所在地」「期中の受取利息額」「貸付金等の期末現在高」「備考」

▼⑪ 借入金及び支払利息の内訳書

『第六号様式別表五の四』

支払利息

「借入先／氏名又は名称／住所又は所在地」「期中の支払利息額」「借入金等の期末現在高」「備考」

▼⑮-1 地代家賃等の内訳書

『第六号様式別表五の五』

支払賃借料

「土地の用途又は家屋の用途若しくは名称／所在地」「貸主の氏名又は名称／住所又は所在地」「期中の支払賃借料」「備考」

※「契約期間」は入力が必要です。

《 関連メニュー 》

- ・ [随時処理]-[奉行連動データ受入]-[連動設定]-[連動初期設定]メニュー
- ・ [随時処理]-[奉行連動データ受入]-[連動設定]-[財務会計連動項目設定]メニュー
- ・ [随時処理]-[奉行連動データ受入]-[申告書データ受入]メニュー

● 千葉県のOCR用紙（新レイアウト）に対応しました

平成29年3月上旬より、千葉県から提供されるOCR用紙が新レイアウトになりますので、[帳票作成]-[OCR用紙印刷]-[地方税OCR用紙印刷]メニューで対応しました。
※なお前のバージョンで、A4単票用紙（応用用紙）での印刷は対応済みです。

● 電子申告のメニュー構成を変更しました

変更前	変更後
《法人税》	
[電子申告]-[法人税]- [法人税申告データ作成]メニュー	[電子申告]-[法人税]- [法人税申告データ送信]メニュー
[電子申告]-[法人税]- [法人税署名付与]メニュー	
[電子申告]-[法人税]- [法人税申告データ送信]メニュー	
《地方税》	
[電子申告]-[地方税]- [地方税申告データ作成]メニュー	[電子申告]-[地方税]- [地方税申告データ送信]メニュー
[電子申告]-[地方税]- [地方税署名付与]メニュー	
[電子申告]-[地方税]- [地方税申告データ送信]メニュー	

<ASOS会員の方の場合>

変更前	変更後
《法人税》	
[電子申告]-[法人税]- [法人税申告データ作成]メニュー	[電子申告]-[法人税]- [法人税申告データ作成]メニュー
[電子申告]-[法人税]- [法人税署名付与]メニュー	[電子申告]-[法人税]- [法人税申告データ送信]メニュー
[電子申告]-[法人税]- [法人税申告データ送信]メニュー	
《地方税》	
[電子申告]-[地方税]- [地方税申告データ作成]メニュー	[電子申告]-[地方税]- [地方税申告データ作成]メニュー
[電子申告]-[地方税]- [地方税署名付与]メニュー	[電子申告]-[地方税]- [地方税申告データ送信]メニュー
[電子申告]-[地方税]- [地方税申告データ送信]メニュー	

電子申告データ作成から送信までを1メニューに集約し、[電子申告]-[法人税]-[法人税申告データ送信]メニューや[電子申告]-[地方税]-[地方税申告データ送信]メニューですべて行えるようになりました。

企業の署名と税理士の署名を付与する場合など署名を2回（以上）する場合は、今までどおり[法人税署名付与]メニューや[地方税署名付与]メニューで署名を付与したのち、[法人税申告データ送信]メニューや[地方税申告データ送信]メニューで送信します。

参 考

付与する署名が1つの場合は、[導入処理]-[申告情報登録]-[申告情報登録]メニューの[電子申告設定]ページで付与署名数を「1」に設定します。

● メニュー名を変更しました

変更前	変更後
[随時処理]-[奉行連動データ受入]- [連動設定]-[連動設定]メニュー —	[随時処理]-[奉行連動データ受入]- [連動設定]-[連動 初期 設定]メニュー —

申告書作成システム [法人税・地方税編]
申告奉行V ERP10

機能アップガイド

Ver.3.08

※  マークは、おすすめする機能アップ内容や、注目していただきたい変更内容になります。

	《改正情報》	
	外国税額控除関連の見直し	2
	《その他の変更情報》	
	国外の事業所を管理できるようになりました	2
	東京都および大阪府の第六号様式等のOCR用紙（新レイアウト）に対応しました	3
	国税電子申告において、平成29年1月4日より受付開始されます、以下の別表の電子申告に対応しました	3
	地方税電子申告において、平成28年12月5日より受付開始されます、以下の様式の電子申告に対応しました	3

《改正情報》

■ 法人税



● 外国税額控除関連の見直し

■ 国際課税原則の見直し

外国法人に対する課税原則について、いわゆる「総合主義」に基づく従来の国内法を、2010年改訂後のOECDモデル租税条約に沿った「帰属主義」に見直しとなりました。

■ 外国子会社配当益金不算入制度の見直し

国際的な二重非課税を防止する観点から、外国子会社において損金に算入される配当を外国子会社配当益金不算入制度の適用対象から除外することとなりました。

※平成28年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

上記に伴い、以下の関連メニューが新規に追加されました。

《 関連メニュー 》

- ・ [法人税申告]-[[外国税額関連]]-[別表六(二)付表一]メニュー
- ・ [法人税申告]-[[外国税額関連]]-[別表六(二)付表二]メニュー
- ・ [法人税申告]-[[外国税額関連]]-[別表六(二)付表三]メニュー
- ・ [法人税申告]-[[外国税額関連]]-[別表六(四の二)]メニュー

《その他の変更情報》



● 国外の事業所を管理できるようになりました

外国税額控除関連の見直しに伴い、当システムで国外の事業所を管理することとなり、[導入処理]-[事業所登録]-[事業所登録[国外]]メニューが追加されました。
また、国内の事業所を登録していた[導入処理]-[事業所登録]メニューの名称が[導入処理]-[事業所登録]-[事業所登録[国内]]メニューに変更されました。



- 東京都および大阪府の第六号様式等のOCR用紙（新レイアウト）に対応しました

以下の地方税様式のOCR用紙について、新レイアウトに対応しました。

○東京都

- | | |
|----------------|----------------|
| ・ 第六号様式 | ・ 第六号様式別表五 |
| ・ 第六号様式別表五の二 | ・ 第六号様式別表五の二の二 |
| ・ 第六号様式別表五の二の三 | ・ 第六号様式別表五の三 |
| ・ 第六号様式別表五の四 | ・ 第六号様式別表五の五 |
| ・ 第六号様式別表十四 | ・ 第七号様式 |

○大阪府

- | | |
|---------|---------|
| ・ 第六号様式 | ・ 第七号様式 |
|---------|---------|

《 関連メニュー 》

[帳票作成]-[OCR用紙印刷]-[地方税OCR用紙印刷]メニュー

参 考

千葉県より提供されるOCR用紙は、平成28年12月時点で改正前の旧様式となっています。

このため、当バージョンにおいても[帳票作成]-[OCR用紙印刷]-[地方税OCR用紙印刷]メニューより印刷できる様式は、平成28年度改正前の旧様式になります。

改正後の新様式で申告される場合は、A4単票用紙（応用用紙）での印刷をご利用ください。



- 国税電子申告において、平成29年1月4日より受付開始されます、以下の別表の電子申告に対応しました

- | | |
|--------------|--------------|
| ・ 付表（土地譲渡関連） | ・ 特別償却の付表（一） |
| ・ 特別償却の付表（二） | ・ 特別償却の付表（六） |
| ・ 特別償却の付表（七） | |



- 地方税電子申告において、平成28年12月5日より受付開始されます、以下の様式の電子申告に対応しました

- | | |
|---------------|-------------|
| ・ 第六号様式別表五の二 | ・ 第六号様式別表九 |
| ・ 第七号の二様式別表一 | ・ 第十号様式 |
| ・ 第二十号の四様式別表一 | ・ 第二十二号の二様式 |

申告書作成システム [法人税・地方税編]
申告奉行V ERP10

機能アップガイド

Ver.3.06

目次

※  マークは、おすすめする機能アップ内容や、注目していただきたい変更内容になります。

	《改正情報》	
	外国税額控除関連の見直し	2
	雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度との重複適用措置の整備	2
	法人事業税の外形標準課税の拡大における負担変動の軽減措置の見直しに伴う様式の変更	3
	地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の創設	3
	青色申告書を提出した事業年度の欠損金等の控除限度額の見直し	3
	《その他の変更情報》	
	電子申告する法人税申告データに、イメージデータ（PDF形式）を含めて作成できるようになりました	4
	電子申告データ作成時の外部データの指定方法を統一しました	4
	国税電子申告における、平成28年9月20日より受付開始されます、以下の別表の電子申告に対応しました	4
	地方税電子申告における、平成28年9月20日より受付開始されます、以下の様式の電子申告に対応しました	5

《改正情報》

■ 法人税



● 外国税額控除関連の見直し

■ 国際課税原則の見直し

外国法人に対する課税原則について、いわゆる「総合主義」に基づく従来の国内法を、2010年改訂後のOECDモデル租税条約に沿った「帰属主義」に見直しとなりました。

■ 外国子会社配当益金不算入制度の見直し

国際的な二重非課税を防止する観点から、外国子会社において損金に算入される配当を外国子会社配当益金不算入制度の適用対象から除外することとなりました。

※平成28年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

《 関連メニュー 》

- ・ [法人税申告]-[[外国税額関連]]-[別表六(二)]メニュー
- ・ 別表六(二)付表一 … 当システム未対応（平成28年中提供予定）
- ・ 別表六(二)付表二 … 当システム未対応（平成28年中提供予定）
- ・ 別表六(二)付表三 … 当システム未対応（平成28年中提供予定）
- ・ [法人税申告]-[[外国税額関連]]-[別表六(二の二)]メニュー
- ・ [法人税申告]-[別表八(二)]メニュー



● 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度との重複適用措置の整備

青色申告書を提出する法人において、雇用者給与等支給額が増加した場合の特別控除を受ける場合に、措法第42条の12《特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除》の制度と重複して適用することができることとされ、重複して適用する場合は、本制度における税額控除限度額の計算の基礎となる雇用者給与等支給増加額は、同条の制度における税額控除限度額の計算の基礎となる特定地域基準雇用者数、地方事業所基準雇用者数および地方事業所特別基準雇用者数の算定の基礎となった者に対する給与等の支給額として、次の算式により計算した金額を控除した金額とされました。

《算式》

雇用者給与等支給増加額から控除する金額 = (A + B) × 30%

適用年度に係る次の金額

A = 雇用者1人当たりの給与等支給額 × (特定地域基準雇用者数 + 地方事業所基準雇用者数)

適用年度前各事業年度に係る次の金額の合計額

B = 雇用者1人当たりの給与等支給額 × 地方事業所基準雇用者数

※平成28年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

《 関連メニュー 》

- ・ [法人税申告]-[[特別控除関連]]-[別表六(十九)]メニュー
- ・ [法人税申告]-[[特別控除関連]]-[別表六(十九)付表]メニュー

■ 地方税



● 法人事業税の外形標準課税の拡大における負担変動の軽減措置の見直しに伴う様式の変更

平成27年度税制改正により創設された負担変動の軽減措置について、平成28年度税制改正において拡充が図られました。

※平成28年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

《 関連メニュー 》

- ・ [地方税申告]-[第六号様式]メニュー
- ・ [地方税申告]-[[外形標準課税関連]]-[第六号様式別表五の七]メニュー



● 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の創設

地方公共団体が行う地方創生事業に対して寄附を行った場合に、従来からの寄附金の損金算入措置（寄附額の約3割）に加え、その寄附金額の一部を、支出した事業年度の法人事業税額・法人住民税法人税割額および法人税額から控除ができることとされました。

《 関連メニュー 》

- ・ [法人税申告]-[別表三(一)]メニュー
- ・ [地方税申告]-[第六号様式]メニュー
- ・ [地方税申告]-[第二十号様式]メニュー
- ・ [予定申告]-[第七号様式]メニュー
- ・ [予定申告]-[第二十号の三様式]メニュー
- ・ [管理帳票]-[納付税額一覧表]メニュー
- ・ [管理帳票]-[地方税内訳明細表]メニュー



● 青色申告書を提出した事業年度の欠損金等の控除限度額の見直し

中小法人等以外の法人の各事業年度（一定の事実が生じた法人等の一定の事業年度を除きます。）の欠損金および災害による損失金の繰越控除制度における控除前所得の金額に対する控除限度割合が、60%（改正前：65%）に引き下げられました。

※平成28年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

《 関連メニュー 》

- ・ [地方税申告]-[六号様式別表九]メニュー

《その他の変更情報》



- 電子申告する法人税申告データに、イメージデータ（PDF形式）を含めて作成できるようになりました

法人税の電子申告において、別途郵送等で書面により提出する必要がある添付書類について、書面による提出に代えて、イメージデータ（PDF形式）で提出できるようになりました。

これに伴い、当システムで法人税申告データを作成する際に、[電子申告]-[法人税]-[法人税申告データ作成]メニューの[その他の書類]ページの[添付資料データ]ページでイメージデータ（PDF形式）を指定し、提出可能な添付書類を含めて電子申告できます。

参 考

「法人税申告書別表」「勘定科目内訳明細書」「財務諸表」など、電子データ（XML形式またはXBRL形式）により提出が可能な添付書類については、イメージデータで提出することはできません。

《関連メニュー》

[電子申告]-[法人税]-[法人税申告データ作成]メニュー

- 電子申告データ作成時の外部データの指定方法を統一しました

法人税申告データおよび地方税申告データを作成する際に、当システム以外で作成された外部データを含めることができます。

今までは、各メニューの[受入データ]ページで外部データを指定していましたが、[受入データ]ページから[その他の書類]ページに名称が変更され、外部データの種類別に内訳ページを用意しました。

《関連メニュー》

- ・ [電子申告]-[法人税]-[法人税申告データ作成]メニュー
- ・ [電子申告]-[法人税]-[地方税申告データ作成]メニュー



- 国税電子申告における、平成28年9月20日より受付開始されます、以下の別表の電子申告に対応しました

別表三(一)、	別表三(二)、	別表三(三)、
別表三(四)、	別表三(五)、	別表六(二)、
別表六(二の二)、	別表六(三)、	別表六(三)付表一、
別表六(四)、	別表六(五)、	別表六(五の二)、
別表六(六)、	別表六(七)、	別表六(八)、
別表六(九)、	別表六(十)、	別表六(十六)、
別表六(十六)付表、	別表六(十八)	別表六(十九)、
別表六(十九)付表、	別表六(二十)、	別表八(二)、
別表十(五)※1、	別表十一(二)、	別表十三(二)※1、
別表十三(三)※1、	別表十三(四)※1、	別表十三(五)※1、
別表十四(二)付表、	別表十四(五)、	別表十七(四)、
会社事業概況書(総括表)※2		

会社事業概況書(子会社の状況)※2
会社事業概況書(コンピュータ処理の概要)※2
会社事業概況書(海外取引等の概要)※2
会社事業概況書(外国法人)※2

「※1」印は、『別表十三 for 申告奉行[法人税・地方税編]』をご利用の際の別表です。
「※2」印は、『申告奉行[内訳書・概況書編]』にて作成した電子申告データを受け入れて申告します。
電子申告データを作成する場合は、改正に対応したVer. 3.06以降をご利用ください。

これにより、平成28年度の別表では「付表（土地譲渡関連）」および「特別償却の付表」以外の別表の電子申告が可能になりました。



- 地方税電子申告における、平成28年9月20日より受付開始されます、以下の様式の電子申告に対応しました

第六号様式、 第六号様式別表五の二の三、第六号様式別表五の七、
第七号様式、 第七号の二様式（その1）、第七号の二様式（その2）、
第二十号様式、第二十号の三様式、 第二十号の四様式

申告書作成システム [法人税・地方税編]
申告奉行V ERP10

機能アップガイド

Ver.3.05

目次

※  マークは、おすすめする機能アップ内容や、注目していただきたい変更内容になります。

	《改正情報》	
	法人税の税率の引下げ	2
	青色申告書を提出した事業年度の欠損金等の控除限度額の見直し	2
	減価償却に関する改正	2
	雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度の見直し等	3
	雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度との重複適用措置の整備	3
	租税特別措置法の適用期限の見直し	4
	地方税における法人事業税の外形標準課税の拡大等	4
	地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の創設	5
	《その他の変更情報》	
	納付税額一覧表と地方税内訳明細書の一部の計算式を変更しました。	6
	税務代理権限証書において、「代理人が複数ある場合における代表する代理人の定め」を設定できるようになりました。	6

《改正情報》

■ 法人税



● 法人税の税率の引下げ

普通法人、一般社団法人等または人格のない社団等に対する法人税の税率が、23.4%（改正前：23.9%）に引き下げられました。

※平成28年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

《 関連メニュー 》

- ・ [法人税申告]-[別表一(一)]メニュー
- ・ [法人税申告]-[別表一(二)]メニュー



● 青色申告書を提出した事業年度の欠損金等の控除限度額の見直し

中小法人等以外の法人の各事業年度（一定の事実が生じた法人等の一定の事業年度を除きます。）の欠損金および災害による損失金の繰越控除制度における控除前所得の金額に対する控除限度割合が、60%（改正前：65%）に引き下げられました。

※平成28年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

《 関連メニュー 》

- [法人税申告]-[別表七(一)]メニュー

● 減価償却に関する改正

■ 減価償却資産の償却の方法の見直し

平成28年4月1日以後に取得をされた建物附属設備および構築物ならびに鉱業用減価償却資産のうち建物、建物附属設備および構築物の償却の方法について、定率法が廃止されました。

■ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度の整備

対象となる中小企業者等について、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人に限定され、適用期限が2年延長されました。

※平成28年4月1日以後に取得等したものについて適用されます。

《 関連メニュー 》

- ・ [法人税申告]-[[減価償却関連]]-[別表十六(一)]メニュー
- ・ [法人税申告]-[[減価償却関連]]-[別表十六(七)]メニュー



● 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度の見直し等

青色申告書を提出する法人において、雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度の税額控除限度額の計算について、特定地域基準雇用者数を基礎として計算することとされました。ただし、その特定地域基準雇用者数が適用年度の基準雇用者数を超える場合は、その基準雇用者数とされます。また、適用期限が2年延長されました。

《算式》

$$\text{税額控除限度額} = 40 \text{ 万円} \times \text{特定地域基準雇用者数}$$

※平成28年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

《 関連メニュー 》

- ・ [法人税申告]-[[特別控除関連]]-[別表六(十六)]メニュー
- ・ [法人税申告]-[[特別控除関連]]-[別表六(十六)付表]メニュー



● 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度との重複適用措置の整備

青色申告書を提出する法人において、雇用者給与等支給額が増加した場合の特別控除を受ける場合に、措法第42条の12《特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除》の制度と重複して適用することができることとされ、重複して適用する場合は、本制度における税額控除限度額の計算の基礎となる雇用者給与等支給増加額は、同条の制度における税額控除限度額の計算の基礎となる特定地域基準雇用者数、地方事業所基準雇用者数

および地方事業所特別基準雇用者数の算定の基礎となった者に対する給与等の支給額として、次の算式により計算した金額を控除した金額とされました。

《算式》

$$\text{雇用者給与等支給増加額から控除する金額} = (A + B) \times 30\%$$

適用年度に係る次の金額

$$A = \text{雇用者1人当たりの給与等支給額} \times (\text{特定地域基準雇用者数} + \text{地方事業所基準雇用者数})$$

適用年度前各事業年度に係る次の金額の合計額

$$B = \text{雇用者1人当たりの給与等支給額} \times \text{地方事業所基準雇用者数}$$

※平成28年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

《 関連メニュー 》

- ・ [法人税申告]-[[特別控除関連]]-[別表六(十九)]メニュー
- ・ 別表六(十九)付表 … 平成28年中提供予定

● 租税特別措置法の適用期限の見直し

租税特別措置法の以下の制度について、適用期限が平成30年3月31日までの2年間延長されました。

■ 交際費等の損金不算入制度の延長

《 関連メニュー 》

[法人税申告]-[別表十五]メニュー

■ エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別控除および特別償却の延長

《 関連メニュー 》

- ・[法人税申告]-[[特別控除関連]]-[別表六(九)]メニュー
- ・[法人税申告]-[[特別償却の付表]]-[特別償却の付表(一)]メニュー

■ 地方税



● 地方税における法人事業税の外形標準課税の拡大等

■ 外形標準課税の拡大

法人事業税における外形標準課税の比率が拡大されました。

			< 改正前 > 平成27年4月1日から 平成28年3月31日までに 開始する事業年度	< 改正後 > 平成28年4月1日から 平成29年3月31日までに 開始する事業年度
事業税	所得割	年400万円以下	3.1%	1.9%
		年400万円超年800万円以下	4.6%	2.7%
		年800万円超	6.0%	3.6%
	付加価値割		0.72%	1.2%
	資本割		0.3%	0.5%
地方法人特別税			93.5%	414.2%

■ 外形標準課税の拡大に伴う負担変動の軽減措置の見直し

平成27年度税制改正により創設された負担変動の軽減措置について、平成28年度税制改正において拡充が図られました。

以下の①および②の要件を満たす場合は、外形標準課税の拡大に伴う負担変動に対する軽減措置として、法人事業税額から一定額を控除します。

《要件》

- ①調整後付加価値額 < 40億円
- ②平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度の場合
平成28年3月31日現在の税率を適用した事業税額(B) < 基準法人事業税額(A)

《控除額の計算》

A = 当該事業年度の付加価値割、資本割、所得割の合計額

B = 当該事業年度の付加価値額、資本金等の額、所得（関係道府県に分割された後の金額、千円未満切捨）に、平成28年3月31日現在の規定による税率を乗じた金額（百円未満切捨）の合計額

調整後付加価値額	控除額
30億円以下	$(A - B) \times \frac{3}{4}$
30億円超40億円未満	$(A - B) \times \frac{3}{4} \times \frac{(40\text{億円} - \text{調整後付加価値額})}{10\text{億円}}$

※平成28年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

《 関連メニュー 》

- ・[地方税申告]-[第六号様式]メニュー
- ・[地方税申告]-[[外形標準課税関連]]-[第六号様式別表五の七]メニュー

● 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の創設

地方公共団体が行う地方創生事業に対して寄附を行った場合に、従来からの寄附金の損金算入措置（寄附額の約3割）に加え、その寄附金額の一部を、支出した事業年度の法人事業税額・法人住民税法人税割額および法人税額から控除ができることとされました。

《要件》

- 青色申告書を提出する法人
- 地域再生法の一部を改正する施行日（平成28年4月20日）から平成32年3月31日までの間に、地域再生法に規定する認定地方公共団体に対して、その認定地方公共団体が行ったまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金を支出した場合
- 主たる事業所が立地する地方公共団体以外（東京都と一部市町村を除く）が対象
- 寄附金額が10万円を超える場合

《控除額の計算》

- 控除額
 - ・法人事業税 寄附金額の10%
 - ・法人住民税 寄附金額の20%（道府県分5%/市町村分15%）
 - ・寄附金額の20%のうち法人住民税で控除しきれなかった分を法人税で控除（寄附金額の10%が限度）
- 控除上限額
 - ・法人事業税 法人事業税額の20%
 - ・法人住民税 法人住民税法人税割額の20%
 - ・法人税 法人税額の5%

《控除イメージ》



《 関連メニュー 》

別表六(十七) … 当システム未対応

《その他の変更情報》



- 納付税額一覧表と地方税内訳明細書の一部の計算式を変更しました。

道府県民税・市町村民税において、[導入処理]-[申告情報登録]-[申告書設定]メニューの[記載設定]ページの住民税の還付金の設定による、計算式を変更しました。

＜納付税額一覧表＞

- 「復興特別法人税」欄が削除されます。
- 以下の項目について、住民税の還付金の設定が「通算する」の場合は、各道府県や市町村の納付額と還付額を合計して項目の下段に表示します。「通算しない」の場合は、還付額を上段に納付額を下段に表示します。
 - ・「道府県民税」…③申告納付額、⑤差引納付額
 - ・「■内訳 法人税割」…③申告納付額
 - ・「■内訳 均等割」…③申告納付額
 - ・「道府県民税と事業税等の計」…③申告納付額、⑤差引納付額
 - ・「市町村民税」…③申告納付額、⑤差引納付額
 - ・「小計」…③申告納付額、⑤差引納付額
 - ・「合計」…③申告納付額、⑤差引納付額

＜地方税内訳明細表＞

以下の項目について、住民税の還付金の設定が「通算する」の場合は、各道府県や市町村の納付額と還付額を合計して項目の下段に表示します。「通算しない」の場合は、還付額を上段に納付額を下段に表示します。

○道府県民税・事業税

- ・「道府県民税」…③申告納付額、⑤差引納付額
- ・「小計」…③申告納付額、⑤差引納付額
- ・「合計」…③申告納付額、⑤差引納付額

○市町村民税

- ・「小計」…③申告納付額、⑤差引納付額
- ・「合計」…③申告納付額、⑤差引納付額

《 関連メニュー 》

- ・[管理帳表]-[納付税額一覧表]メニュー
- ・[管理帳表]-[地方税内訳明細表]メニュー

- 税務代理権限証書において、「代理人が複数ある場合における代表する代理人の定め」を設定できるようになりました。

《 関連メニュー 》

[法人税申告]-[税理士添付書面]-[税務代理権限証書]メニュー

申告書作成システム [法人税・地方税編]
申告奉行V ERP10

機能アップガイド

Ver.3.04 / Ver.3.03

目次

※  マークは、おすすめする機能アップ内容や、注目していただきたい変更内容になります。

納付税額一覧表の一部の項目名と計算式を変更しました。	2
東京都および大阪府の第六号様式等のOCR用紙（新レイアウト）に対応しました。	2
国税電子申告において、予定申告における地方法人税に対応しました。	2
《その他の変更情報》	
「OBCプログラムアップデート」機能を改善しました。	2
データコンバートできる対象製品を追加しました。	2

● 納付税額一覧表の一部の項目名と計算式を変更しました。

法人税の（所得税控除）の項目名と計算式、地方法人税の（外国税額控除）の項目名を変更しました。
従来は、法人税の（所得税控除）では「所得税の控除税額」だけを計算し、地方法人税の（外国税額控除）では、「外国税額の控除額」および「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額」の合計額を計算していました。
これに対し、以下のように変更しました。

旧		新	
項目名	計算式（①年税額）	項目名	計算式（①年税額）
法人税 （所得税控除）	《平成26年10月1日以後開始事業年度》 ①＝別表一（一）[19]－[17] ①＝別表一（二）[15]－[13]	法人税 （所得税控除等）	《平成26年10月1日以後開始事業年度》 ①＝別表一（一）[11]＋[12] ①＝別表一（二）[9]＋[10]
地方法人税 （外国税額控除）		地方法人税 （外国税額控除等）	

◀ 関連メニュー ▶

[管理帳表]－[納付税額一覧表]メニュー

● 東京都および大阪府の第六号様式等のOCR用紙（新レイアウト）に対応しました。

以下の地方税のOCR用紙について、新レイアウトに対応しました。

○東京都

- ・第六号様式
- ・第六号様式別表五の二
- ・第六号様式別表五の二の二
- ・第六号様式別表五の二の三
- ・第六号様式別表五の三
- ・第六号様式別表五の四
- ・第六号様式別表五の五
- ・第七号様式

○大阪府

- ・第六号様式
- ・第六号様式別表五の二の二
- ・第六号様式別表五の二の三
- ・第六号様式別表五の三
- ・第六号様式別表五の四
- ・第六号様式別表五の五
- ・第七号様式

◀ 関連メニュー ▶

[帳票作成]－[OCR用紙印刷]－[地方税OCR用紙印刷]メニュー

● 国税電子申告において、予定申告における地方法人税に対応しました。

国税電子申告において、平成27年10月1日以後に開始する事業年度の予定申告における別表十八と納付情報登録依頼の地方法人税に対応しました。

◀ 関連メニュー ▶

[電子申告]－[法人税]－[法人税申告データ作成]メニュー

◀ その他の変更情報 ▶

● 「OBCプログラムアップデート」機能を改善しました。

＜『ネットワーク対応製品』以外の場合＞

最新プログラムを今すぐではなく後からセットアップする場合は、製品起動時の「最新プログラムのお知らせ」の通知を表示させないように設定できるようになりました。

ただし、後からセットアップする場合は、手動でセットアップします。

※複数の奉行製品を同じコンピュータで運用している場合は、製品ごとに設定できます。

※設定後、さらに新しいプログラムが公開された際は、通知が表示されます。

● データコンバートできる対象製品を追加しました。

旧奉行シリーズ（申告奉行V ERP8/V ERP[法人税・地方税編]）からも、データコンバートできるようになりました。

※平成26年度以前の申告計算期間のデータは、コンバートすることはできません。

申告書作成システム [法人税・地方税編]
申告奉行V ERP10

機能アップガイド

Ver.3.02/Ver.3.01

目次

※マークは、おすすめする機能アップ内容や、注目していただきたい変更内容になります。

	《改正情報》	
	地方拠点強化税制の創設	2
	別表六(一)のレイアウト変更	3
	《その他の変更情報》	
	法人番号（マイナンバー）の出力対応	3

《改正情報》



● 地方拠点強化税制の創設

■ 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却制度の創設

青色申告書を提出する法人で改正地域再生法の施行の日から平成30年3月31日までの期間内に地域再生法に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画について認定を受けたものが、その認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日までの間に、地方活力向上地域内において、その認定を受けた地方活力向上地域特定業務施設整備計画に記載された特定業務施設に該当する一定の建物およびその附属設備並びに構築物（以下「特定建物等」といいます。）を取得し、または建設して、これをその法人の事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日を含む事業年度において、以下の特別償却または法人税額の特別控除との選択適用ができることとされました。

《特別償却制度》

	改正地域再生法施行日～ 平成29年3月31日	平成29年4月1日～ 平成30年3月31日
拡充型計画	特別償却15% または 特別税額控除4%	特別償却15% または 特別税額控除2%
移転型計画	特別償却25% または 特別税額控除7%	特別償却25% または 特別税額控除4%

■ 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度の拡充

① 拡充型計画または移転型計画の認定を受けた法人に対する特例

青色申告書を提出する法人で地域再生法第17条の2第4項に規定する認定事業者（以下「認定事業者」といいます。）であるものが、適用年度において、一定の要件を満たす場合で、かつ、雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業を行っている場合は、地方事業所基準雇用者数に50万円（または20万円）を乗じて計算した金額を法人税額から控除することができることとされました。

② 移転型計画の認定を受けた法人に対する特例

青色申告書を提出する法人で認定事業者（移転型計画の認定を受けた法人に限ります。）であるもののうち①の特例の適用を受けるまたは受けたものが、その適用を受ける事業年度以後の各適用年度において、雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業を行っている場合は、地方事業所特別基準雇用者数に30万円を乗じて計算した金額を法人税額から控除することができることとされました。

ただし、その事業年度の調整前法人税額の30%相当額（基準雇用者数に係る特別控除額または地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除額がある場合には、これらの金額を控除した残額）が限度とされます。

※改正地域再生法施行日（平成27年8月10日）以後に終了する事業年度について適用されます。

《 関連メニュー 》

- ・ 別表六(十七) … 当システム未対応
- ・ 特別償却の附表(五) … 当システム未対応
- ・ [法人税申告]-[[特別控除関連]]-[別表六(十八)]メニュー … [1]～[14][36]の従来の税制に関連する部分について対応しています。
- ・ [法人税申告]-[[特別控除関連]]-[別表六(十八) 附表]メニュー (新規追加)



● 別表六(一)のレイアウト変更

金融関連税制に伴う法人に係る利子割の廃止により、別表六(一)のレイアウト変更および別表六(一) 附表が追加されました。

※平成28年1月1日以後に終了する事業年度について適用されます。

《 関連メニュー 》

- ・ [法人税申告]-[別表六(一)]メニュー
- ・ [法人税申告]-[別表六(一) 附表]メニュー (新規追加)

《その他の変更情報》



● 法人番号(マイナンバー)の出力対応

当システムの「Ver. 2.17」において、[導入処理]-[会社情報登録]メニューで法人番号(マイナンバー)の入力欄を追加しました。

今回のバージョンより、関連帳票における法人番号の出力に対応しました。

※平成28年1月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

《 関連メニュー 》

- ・ [法人税申告]-[別表一(一)]メニュー
- ・ [法人税申告]-[別表一(二)]メニュー
- ・ [法人税申告]-[適用額明細書]メニュー
- ・ [地方税申告]-[第六号様式]メニュー
- ・ [地方税申告]-[第六号様式別表五]メニュー
- ・ [地方税申告]-[第六号様式[外形標準課税関連]]-[第六号様式別表五の二]メニュー
- ・ [地方税申告]-[第六号様式[外形標準課税関連]]-[第六号様式別表五の二の二]メニュー
- ・ [地方税申告]-[第六号様式[外形標準課税関連]]-[第六号様式別表五の二の三]メニュー
- ・ [地方税申告]-[第六号様式[外形標準課税関連]]-[第六号様式別表五の三]メニュー
- ・ [地方税申告]-[第六号様式[外形標準課税関連]]-[第六号様式別表五の四]メニュー
- ・ [地方税申告]-[第六号様式[外形標準課税関連]]-[第六号様式別表五の五]メニュー
- ・ [地方税申告]-[第六号様式別表十四]メニュー
- ・ [地方税申告]-[第二十号様式]メニュー
- ・ [地方税申告]-[第二十号様式別表四の三]メニュー
- ・ [予定申告]-[別表十八]メニュー
- ・ [地方税申告]-[第七号様式]メニュー
- ・ [予定申告]-[第二十号の三様式]メニュー

申告書作成システム [法人税・地方税編]
申告奉行V ERP

機能アップガイド

Ver.3.00

『奉行V ERP8』（Ver.2.50）からの変更内容が記載されています。

目次

※  マークは、おすすめする機能アップ内容や、注目していただきたい変更内容になります。

	「奉行Myスペース」機能を追加しました。 ＜「OMSS」にご加入の場合＞	2
	「奉行Linkitサービス」を追加しました。 ＜「OMSS」にご加入の場合＞	2
	最新プログラムの自動アップデートに対応しました。 ＜「OMSS」にご加入の場合＞	3
	市町村税率の自動計算に対応しました。	3
	[会社運用設定]メニューや[申告計算期間設定]メニューなどの設定内容を、他の利用者が申告書の作成などの作業中でも確認できるようになりました。	3
	平成26年以前の過年度を修正申告する場合は、『過年度修正申告プログラム』を利用します。	3

参 考

『奉行V ERP8』（Ver. 2.50）からの機能アップ内容が記載されています。



- 「奉行Myスペース」機能を追加しました。
＜「OMSS」にご加入の場合＞

「奉行Myスペース」は、奉行上で自身（または担当者間）の「お知らせ」や「タスク（作業）」を管理できます。



※画面は、『勘定奉行』の画面です。

日々、自身が行うタスクが「奉行Myスペース」で一目で確認できるため、作業の漏れや遅れによるトラブルを防止し、スムーズに日々の業務を遂行できます。また、別の担当者への作業依頼などにも活用できます。



- 「奉行Linkitサービス」を追加しました。
＜「OMSS」にご加入の場合＞

「奉行Linkitサービス」は、快適・安全なコミュニケーション環境で業務生産性を向上させるための企業向けのSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）です。社内業務上で発生するコミュニケーションの手間・時間ロス・リスクを減少し、企業全体の情報化を実現します。



● **最新プログラムの自動アップデートに対応しました。**
 <「OMSS」にご加入の場合>

○『ネットワーク対応製品』の場合

お客様のご利用環境に応じて、最新プログラムが自動的にダウンロードされます。担当者様のダウンロードにかかる負担を軽減し、スピードをもって対応できるようになりました。

サーバープログラムを更新後、クライアント用コンピュータで奉行製品を起動すると、「最新プログラムのお知らせ」のメッセージが表示されます。「今すぐ更新する」をクリックし、「次へ」ボタンで進むだけで更新が完了しますので、奉行の担当者でも簡単に行えます。

○『ネットワーク対応版製品』以外の場合

お客様のご利用環境に応じて、最新プログラムに自動アップデートします。担当者様のセットアップにかかる負担を軽減し、スピードをもって対応できるようになりました。



● **市町村税率の自動計算に対応しました。**

市町村民税の申告書において、市町村が採用する税率を自動計算できるようになりました。

[地方税申告]-[地方税基礎情報]-[税率等一括入力]メニューで、税率の一覧を確認できます。

● **[会社運用設定]メニューや[申告計算期間設定]メニューの設定内容を、他の利用者が申告書の作成などの作業中でも確認できるようになりました。**

今までは、[導入処理]-[運用設定]-[会社運用設定]メニューや[導入処理]-[申告計算期間設定]-[申告計算期間設定]メニューで設定した内容を確認する際に、他の利用者の作業を止める（メニューを閉じる）必要がありました。今回から、同時にメニューを開けるようになりました。

※設定を変更する場合は、修正を押します。

● **平成26年以前の過年度を修正申告する場合は『過年度修正申告プログラム』を利用します。**

平成26年以前の過年度を修正申告する場合の手順は、操作説明（ヘルプ）の「平成26年以前の過年度を修正申告する」をご参照ください。